

論点管理表_1.

アスファルト固化装置に関連し、既に設工認を受けている設備（セル排風機等）について、技術基準の適合の維持義務を考慮し、今後どう維持していくかを説明すること。(1-1)

また、設工認の段階から状態が変わるので、設工認の要否を再度検討すること。(1-2)

<回答(1-1)>

次回ヒアリング以降回答。

<回答(1-2)>

アスファルト固化装置等は放射性廃液の受入・処理することを前提として設計及び工事方法の認可を得て工事を実施したのち使用前検査に合格しており、現在は技術基準に適合した状態を維持管理している。アスファルト固化装置等の使用停止はこの前提状態から変更することとなるため、配管の閉止措置については設計及び工事の計画の認可を取得した後、工事を行うこととする。配管の閉止方法は施錠措置ではなく、閉止フランジ等の設置を基本とし、「第427回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」の資料2-1を次ページのように変更（変更点：赤字下線）する。また、資料2-2の該当箇所についても同様に変更する。

第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止(4/6)

- ✓ 使用停止とする廃液貯槽・Ⅱ-2、蒸発処理装置・Ⅱ 及びアスファルト固化装置(以下「アスファルト固化装置等」という。)は、第2廃棄物処理棟内で系統が完結しており、放射性液体廃棄物の受入貯槽である廃液貯槽・Ⅱ-2への廃液受け入れ系統を閉止することで蒸発処理装置・Ⅱ 及びアスファルト固化装置への放射性液体廃棄物の流入を確実に防止できる。(閉止箇所についてはP10、P11参照)
- ✓ **閉止措置は、閉止フランジ等の設置を基本とし、設計及び工事の計画の認可を得た上で実施**
- ✓ アスファルト固化装置等の系統内は、工業用水(一部の機器については加熱した硝酸溶液)による洗浄を実施しており、残存している汚染については、今後、作業員が入槽し、拭き取り除染を実施する。
- ✓ 処理設備の熱源となる加熱蒸気やLPGについても閉止する。
- ✓ 装置内の可燃性物質(熱媒油、アスファルト)は全量抜き出す。
- ✓ 固体廃棄物処理設備・Ⅱ と共用する設備(セル排風機等)を除き、電動機、ポンプ、計装制御系等、すべての電源供給を遮断する。
- ✓ 処理装置の加熱も行わないことから系統内の圧力上昇が生じないため、装置の内部から放射性物質(残存汚染)が系統外に漏えいする可能性は極めて低い。仮に漏えいしたとしても、その量は非常に少なく、各装置に閉じ込め機能が必要なものではない。なお、保安活動を継続することにより、残存する処理設備については、処理設備からの放射性物質の漏えいを生じないよう管理する。

第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止(5/6)

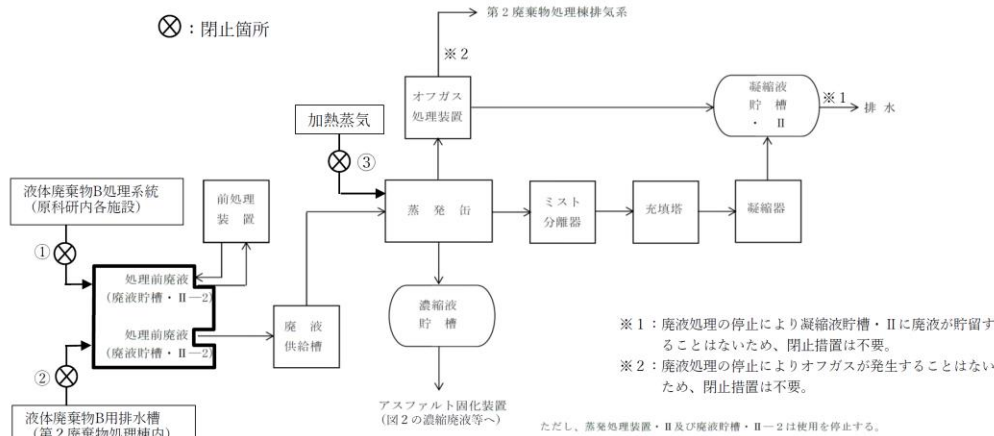


図1 原子炉設置変更許可申請書 第8-2(2)-2図に加筆

